

# 排水設備全般・注意事項

## 排水設備工事に係る営業についての注意点

1. トラブル防止のため、契約は見積書を作成し、施主へ提示後、内容を良く説明した後に書面で行ってください。  
※特に高齢者や下水道の知識が無い市民への営業については慎重にお願いします。
2. 様式第1号（第5条関係）排水設備計画（変更）申請書等の記載については日付・申請者・使用者住所氏名欄を契約者本人に記入してもらってください。  
また、押印についても、契約内容を確認してもらい契約者本人に押印してもらってください。
3. 重複契約防止のため、契約前に施主（市民）とその家族に他社と契約していない事を確認してください。
4. 工事店が特定事業場又は悪質下水を流す恐れのある事業場等の排水設備工事を請負う場合には、排水設備新設等確認申請書の提出前に保全課排水設備係と除害施設及び排水基準等について協議を行ってください。
5. 契約後、工事日程等に変更が生じたときはすみやかに施主に連絡をしてください。
6. 供用開始前の営業は自粛してください。
7. 見積りは、排水設備基準に適合したもので施主に提示し、既存管利用で価格を下げて見積もる場合、既存管を利用する旨を説明してください。
8. 見積りは無償でお願いします。
9. 同一敷地内に、複数の建物がある場合、又は既存建物に加え新築・増築をする場合は、全部の建物に係る排水を申請してください。（部分的な排水設備の申請は不可です。）

## 改造工事における既存管の再利用について

・改造工事を行うにあたり、既存管の再利用を施主が希望した場合は、指定工事店が雨水の流入・既存管の滞水がないこと、維持管理上の支障も少ないことを確認の上、メリット・デメリット等を説明してください。

・施主に説明内容を確認してもらったうえで、なおかつ希望する場合は再利用を行っても差し支えありませんので、別紙の既存排水設備使用申請書を排水設備確認申請時に添付してください。

・指定工事店の義務により、工事完了後1年以内に生じた故障については無償で修繕しなければなりませんので、取手地方広域下水道組合の指定を受けていることを自覚し既存排水管が使用できるかどうかを慎重に判断してください。

メリット：リサイクルによる環境への配慮・工事期間の短縮・改造資金の負担減等

デメリット：管の耐久性・宅内からの汚水流出時の流れが悪い場合がある等

## 他人の土地又は、排水設備を使用して排水する場合

他人の土地又は、排水設備を使用して排水する場合、トラブル回避のため（できれば書面で）土地所有者・排水設備所有者の同意を確認してください。

※申請時点で確認したとみなし、当組合への書面での提出は不要です。

ただし、確認申請チェック表に土地所有者の住所氏名を追記し、図面には土地・公共ます・排水設備等のどの部分が該当かを、簡略に表示・説明書きをしてください。

## 排水設備申請の流れ

1. 供用開始区域内か確認（保全課に供用開始地区の図面があります。）
2. 保全課排水設備係に排水設備計画確認（変更）申請書2通（1部はコピー可）及び添付書類2通（位置図・平面図等）の提出。
3. 受付及び審査・確認  
（排水設備の審査に約1週間かかります。）
4. 申請書返却。下水道組合から該当工事店へ電話連絡をします。  
※審査手数料300円を納入してください。
5. 排水設備工事着手
6. 排水設備工事完了の届出は工事完了後5日以内に、組合より返却された申請書に完了平面図、開始届を各2通添付して提出してください。  
※検査手数料500円を納入してください。
7. 現場検査（完了届提出後1~2週間程で行います。）  
※お急ぎの場合は、ご相談ください。

## 排水設備の設計・図面等について

1. 申請場所が公共下水道供用開始区域になっているか必ず確認すること。
2. 申請書提出前に必ず主任技術者が申請内容を確認すること。
3. 既存管及び既存ますについても点線等で図面に表記し、新設同様に情報を記入すること。なお、現場状況により排水設備基準が遵守できない場合には、理由を書面にて排水設備確認申請時に提出すること。
4. 建物上階から排水がある場合は、申請図面に簡略な配置図を記入すること。また、浄化槽のあった箇所も図面に記入すること。
5. 敷地内に他埋設管等障害物をよけ、余計にます等が増える場合は申請図面に概略図・理由を記入すること。また、同一敷地内に車庫や物置等の構造物がある場合は、簡単に配置を書き、「排水無し」と表記すること。
6. 必ず下水道組合の確認を受けてから工事を施工すること。
7. 申請内容（図面等）の大幅な変更の際は排水設備計画確認（変更）申請書を提出すること。なお、排水設備工事が中止になった場合は、書面（任意様式）にて提出すること。
8. 見積りにあたっては排水設備基準に適合した内容で積算すること。  
なお、価格を下げるために基準外で見積もらないこと。

9. 設計図面は十分に現地を確認してから、作成すること。
10. 完了届出は工事完了後、5日以内に提出すること。
11. 敷地内で地盤高が変わる場合は、公共ますを0とし、GL±表示をすること。  
(縦断勾配を計算して合致するように。)
12. 図面はA4若しくはA3で統一すること。
13. トイレについては、起点以外は段差付柵を使用し、深さも2段表示すること。  
例 N0.3 φ150×H450—H480
14. 外流しは汚水接続とし、表示は、柵径×柵深—管底高で統一すること。  
例 φ300×H450—H300  
※ 深さ150以上400以内の泥溜ますを設置する。
15. エコキュート等の貯湯タンクのドレン排水は、汚水接続となるので、注意・確認すること。  
ただし、エコジョーズ及びエネファーム等、ガス燃焼由来による部分の排水については、別紙の高効率給湯器関係排水接続方法についての通知により、雨水接続可能となりますが公共用水域の影響を勘案し、排水設備への接続をすることにより周辺環境へのリスク軽減につながるものと考えます。

## 現場完了検査について

1. 工事が未完了でも使用開始する場合は、速やかに開始届を提出すること。
2. 組合より検査日時連絡があった際は、必ずお客様にその旨を伝えること。  
(お客様の了解の上で留守でも検査可)
3. 検査立会いは、自社の現場内容を理解し対応ができる主任技術者が立ち会うこと。
4. 現場検査で指摘事項があった場合には、速やかに補修し、当組合に連絡し再検査を受けること。また検査後、図面訂正等があり設計書を持ち帰った場合には、すみやかに処理し返却すること。  
なお、指摘事項があった場合は、いつまでに補修するのか、その場で期限を決め補修後は速やかに連絡すること。
5. 自己都合等で検査ができなくなった場合には、保全課排水設備係(0297-74-4170)へ必ず連絡すること。  
※外構工事と検査日が重なった場合など。